

令和5年6月28日

働き方改革PR動画完成発表会

「はたらきかたススメ！～みんなが進もう 働きやすい未来へ～」

国土交通省説明資料

総合政策局 物流政策課

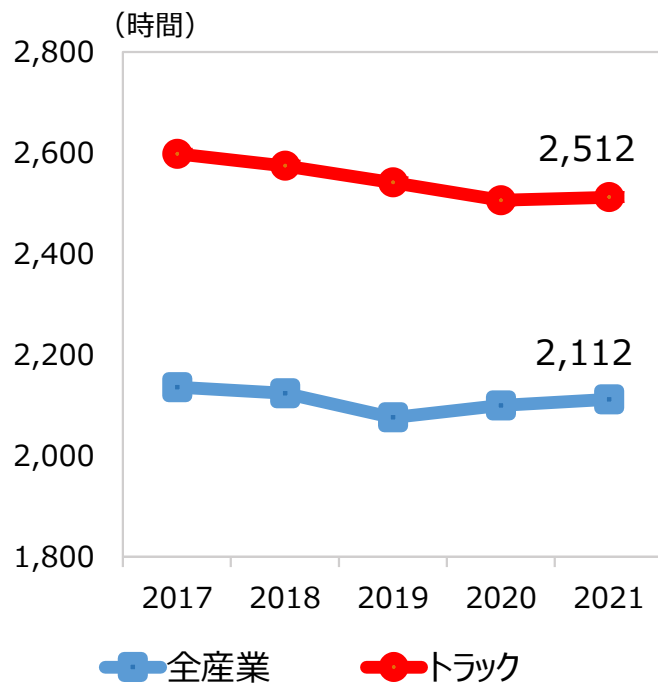
不動産・建設経済局 建設業課

トラックドライバーの働き方をめぐる現状

- 現状、トラックドライバーの働き方は、全産業と比べて労働時間が長く、賃金が低いが、有効求人倍率は高い。
- 2024年4月からの**時間外労働の上限規制適用**もあり、物流の2024年問題に直面しているため、労働環境の改善等が急務。

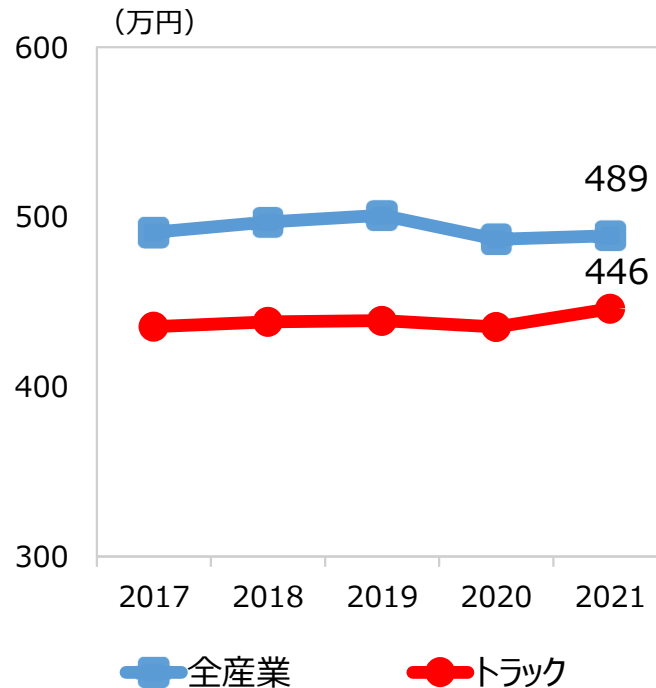
労働時間

全産業より2割長い



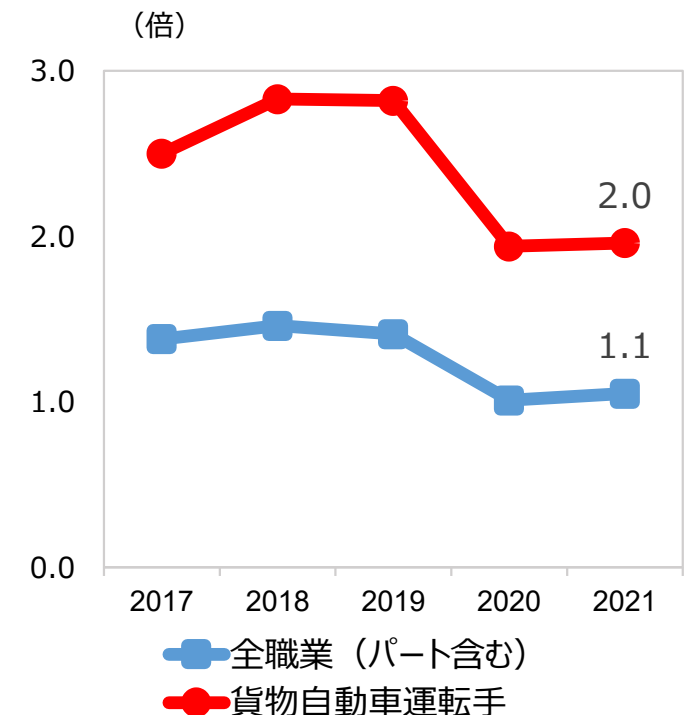
年間賃金

全産業より1割低い



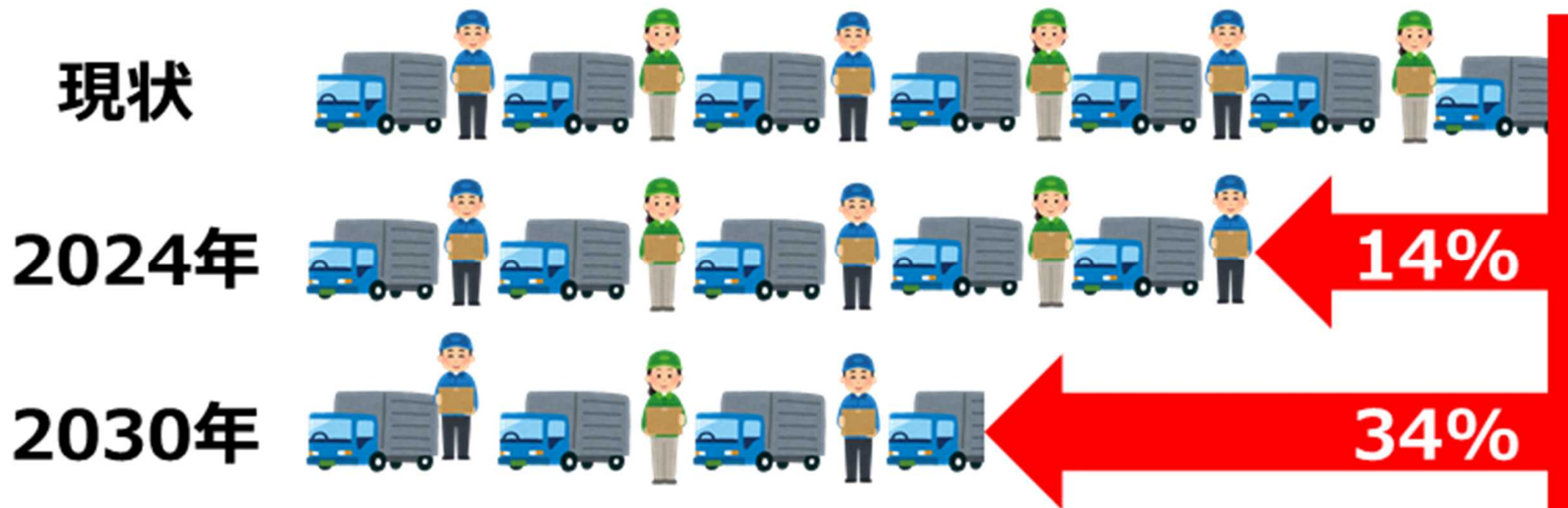
有効求人倍率

全産業の2倍



物流への影響

- 具体的な対応を行わなかった場合、**2024年度には輸送能力が約14%（4億トン相当）不足**する可能性。
- その後も対応を行わなかった場合、**2030年度には輸送能力が約34%（9億トン相当）不足**する可能性。



- 令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置した。
- 同年6月2日に 第2回を実施し、**荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策をまとめた「**物流革新に向けた政策パッケージ**」を決定。

政策パッケージの具体的な施策

- (1) 商慣行の見直し
- (2) 物流の効率化
- (3) **荷主・消費者の行動変容**

- 再配達削減に向けた取組
(再配達「半減」に向けた対策を含む)
- 物流に係る広報の推進 **等**



<閣僚会議構成員>

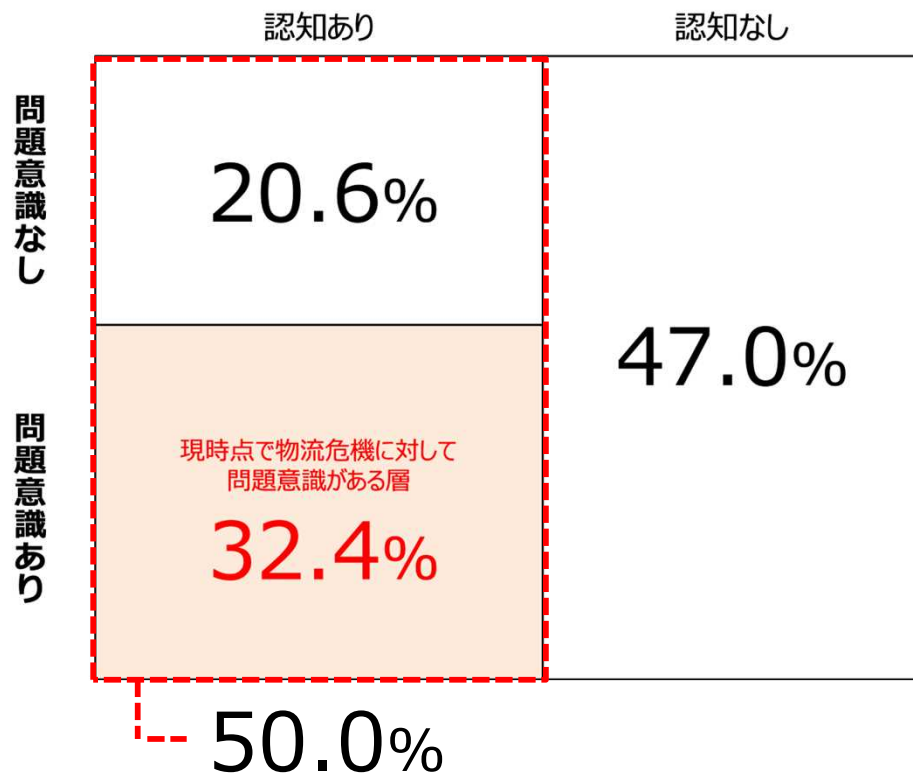
議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長の出席を求める。

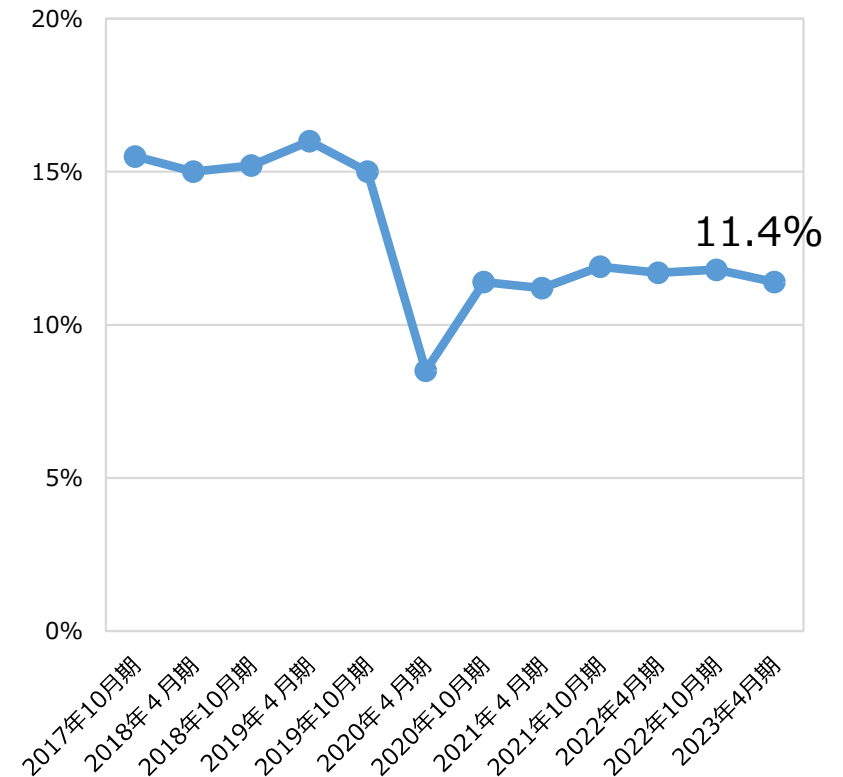
物流危機に対する認知度等について

- **一般消費者**については、物流危機に対して認知しているのは**5割**である一方、問題意識を持っているのは**約3割**にとどまる。
- 現状、**宅配貨物の再配達**は**12%**発生。

物流危機に対する世の中の問題意識の構造
(回答者：1,000人)



再配達率の推移



宅配便を利用するときのアクション

再配達の削減に向け、生活者も荷物を送る立場・受け取る立場としてできることがあります。
 宅配便を利用するときのアクションをご紹介します。

宅配便を利用するときのアクション

自分が1回で受け取れる
 日時・場所を指定しよう



配送状況の通知アプリを
 活用しよう



まとめ買いで
 配達回数を減らそう



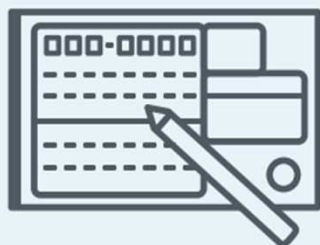
急ぎ便は状況に応じて
 使い分けよう



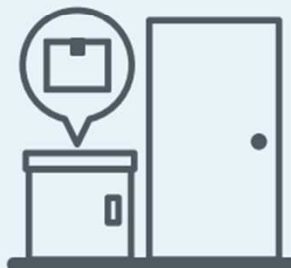
相手が1回で受け取れる
 日時・場所を指定しよう



送り先の住所は
 正しく記載しよう



宅配ボックス・置き配を
 活用しよう



コンビニ受取りを
 活用しよう



街なかにある
 宅配ロッカーを活用しよう



2024年問題に向けた広報(第1弾)について

- トラックドライバーの時間外労働時間規制まで残り**1年**となるのを機に、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、国土交通省・経済産業省は、宅配便・EC(eコマース)・通販の事業者とともに、国民に対し、広報を強力に実施

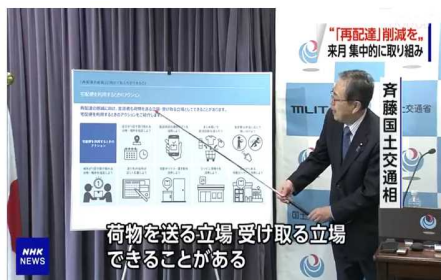
政府広報 (3/29 BSテレ東)

BSテレ東『ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトビラ』
『サキドリ情報便！』のコーナー



再配達削減PR月間 (令和5年4月)

国土交通省・経済産業省の取組



3/14 国土交通大臣会見

宅配便・EC (eコマース) ・通販の事業者の取組



佐川 PR入りCMの放映

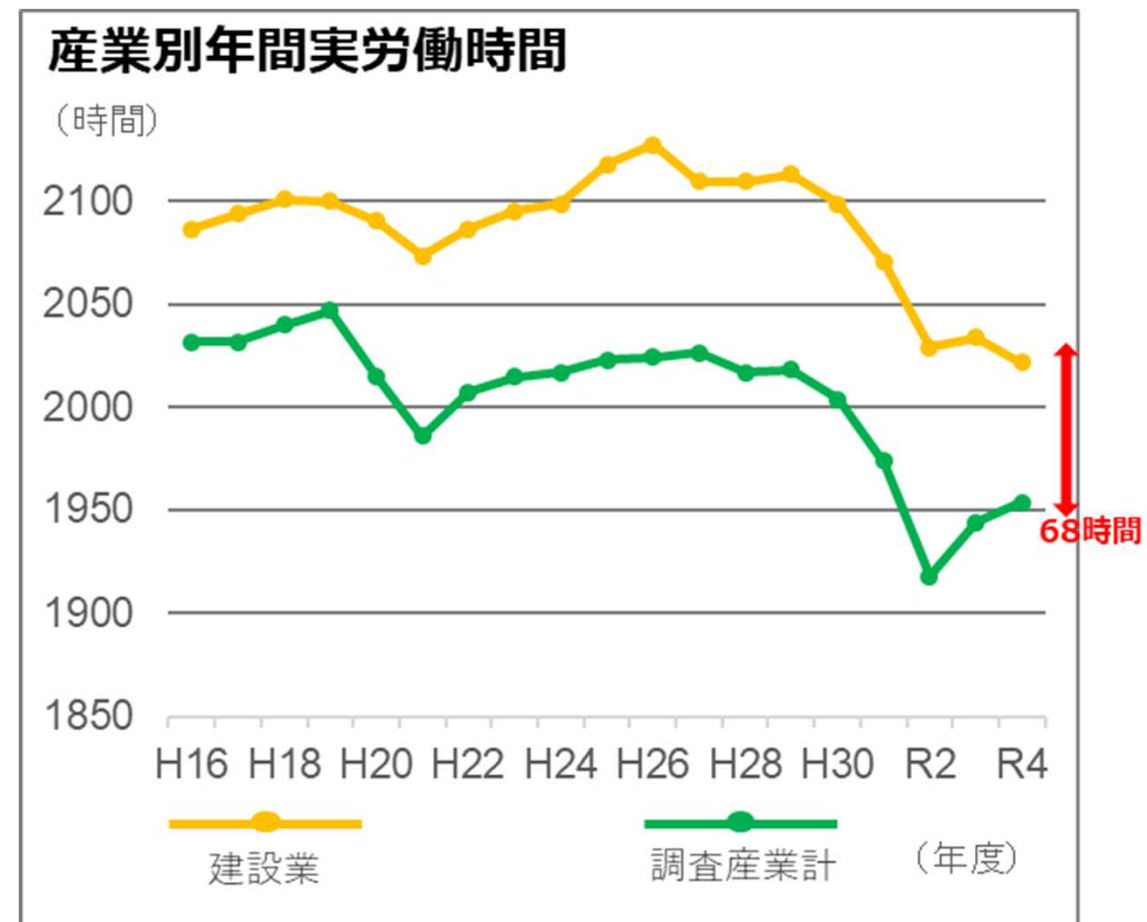
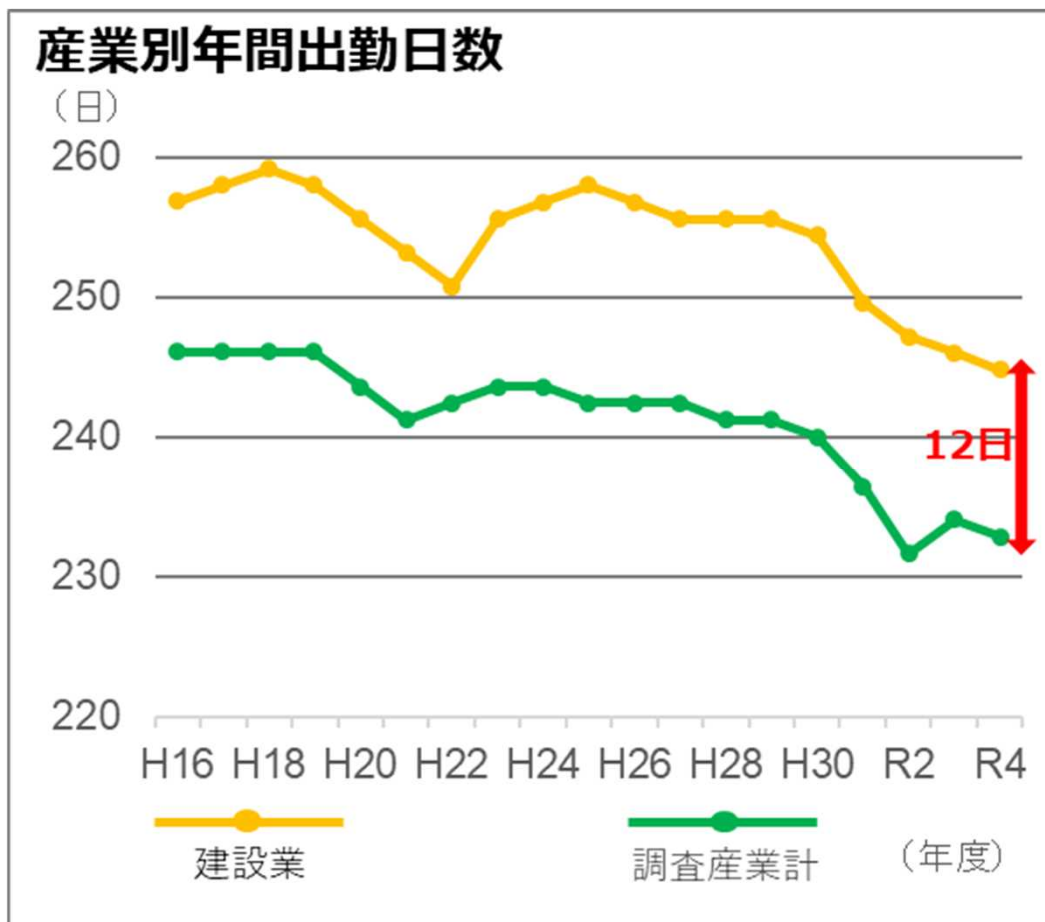


楽天 自社HPでのPR

建設業における働き方の現状

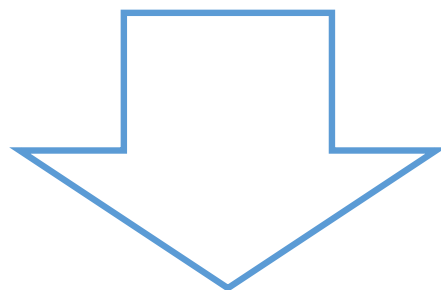
建設業は、出勤日数が多く、労働時間が長い傾向。

〔 年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い
年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い 〕



◆ 建設業にも

2024年4月から時間外労働の上限規制が適用
されます

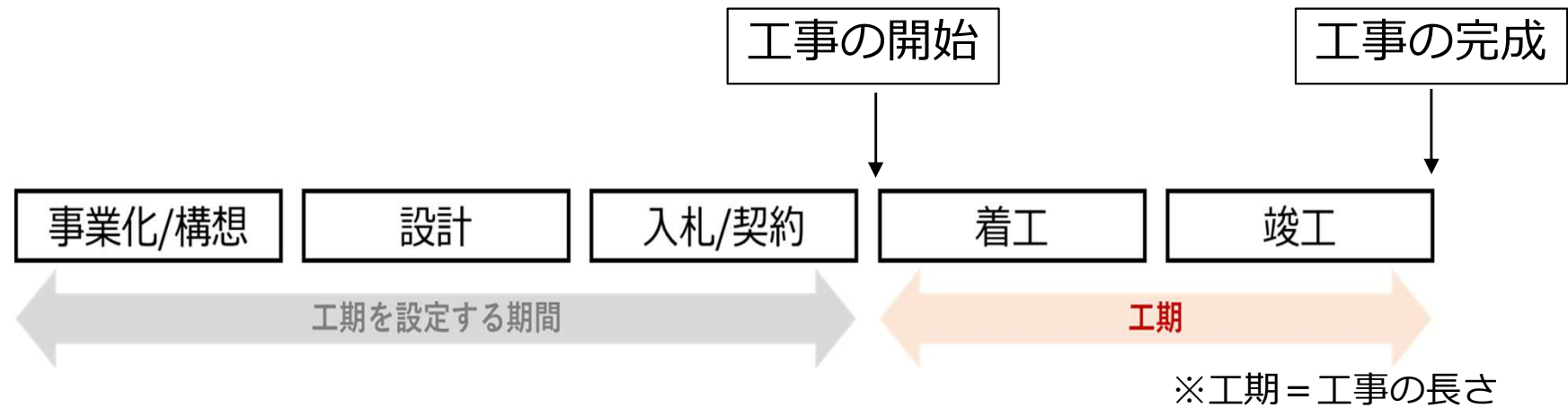


建設業で働く方々の働き方改革が重要です

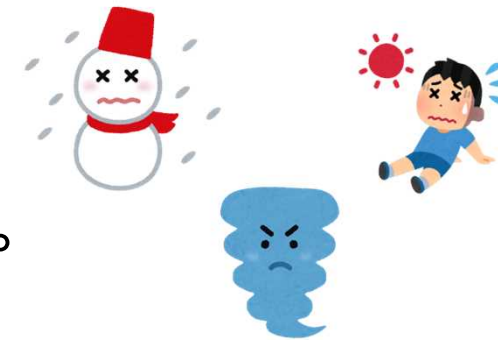


建設業の働き方改革に向けては、

工期(工事の期間)が適正に設定されることが重要です



工事の期間中にも、
雨が続いたり、冬には雪が降ったり、
時には台風などの災害が起きたり。。。



⇒ 工事を行える日数が少ないと長時間労働の原因に！

建設業の働き方改革の推進のため、
「工期に関する基準」の周知徹底に取り組んでいます。

工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

(前略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保**できるようにしていくことが重要である。

建設業の働き方改革に向けて
工期(工事の期間)が適正に設定されるためには

発注者だけでなく、
国民の皆さまのご理解とご協力が必要です

たとえば、家を建てるような場合には、
適正な工期の確保にご協力お願いします！

